

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ建屋1階計装用空気系供給配管ヘッダーの弁（6台）のグラウンド部にエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	タービン衛帯蒸気排ガス放射線モニタ点検において、計器制御回路部品に動作不良（基板故障）が認められたため、当該部品を交換	C	
3	2号機	主発電機水素ガス冷却系漏えい試験において、機内水素ガス放出弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉格納容器雰囲気放射線モニタ（D）点検において、電源電圧確認用端子部に破損が認められたため、当該部を修理	C	
5	2号機	原子炉圧力容器圧力変換器（251A）点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	C	
6	2号機	非常用ディーゼル発電機（A）潤滑油プライミングポンプ試運転において、潤滑油加熱器出入口弁の開操作忘れが認められたため、対応検討	C	
7	4号機	原子炉格納容器換気空調系排気ファン駆動用電動機点検において、軸受ハウジング部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
8	4号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）メカニカルシールよりリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
9	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ監視用TVモニタ装置点検において、モニタ装置操作卓に一部損傷が認められたため、当該操作卓を交換	D	
10	5号機	主蒸気逃し安全弁（G）排気管真空逃し弁空気吸込口の異物混入防止用金網に一部外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	集中環境施設	高温焼却炉設備窒素製造装置プレフィルタ（A）ドレントラップにシートパスが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで